

西九州大学、西九州大学短期大学部と佐賀県立多久高等学校と多久市との連携協力に関する協定書

西九州大学、西九州大学短期大学部と佐賀県立多久高等学校と多久市（以下「4者」という。）は、相互の発展をめざして協力するために、ここに協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、4者が包括的な連携のもとに教育、福祉、文化及びまちづくりなどの様々な分野において相互に協力し、人材育成、地域・学校の発展及び魅力向上を推進することを目的とする。

（連携内容）

第2条 4者は以下の事項において連携・協力する。

- （1）教育・福祉・文化の振興、発展に関すること。
- （2）人材育成に関すること。
- （3）まちづくりに関すること。
- （4）地域・学校の発展及び魅力向上に関すること。
- （5）情報化、広報の連携に関すること。
- （6）その他必要に応じて協議し、認める事項

（協議）

第3条 前条の連携・協力事項の実施内容については、毎年協議する。

（期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結から当該締結の日の1年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の2か月前までに、4者いずれからも申出のない場合は、さらに1年更新するものとしその後も同様とする。

（秘密事項）

第5条 4者は、協定書の有効期間内の活動において、知り得た秘密事項について、協定書の有効期間内であるか協定書の有効期間満了後であるかを問わず、その一切について守秘義務があるものとする。

（活動承認）

第6条 4者は、本協定に基づく活動をするときは、その内容について、事前に協議の上、行うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、4者が協議の上、別に定めるものとする。

本協定書は4通作成し、4者がそれぞれ署名の上、各自が1通を保管する。

令和7年11月28日

佐賀県神埼市神埼町尾崎4490-9
西九州大学

学長 兒玉浩明

佐賀県佐賀市神園3丁目18-15
西九州大学短期大学部

学長 福元裕二

佐賀県多久市北多久町大字小侍23
佐賀県立多久高等学校

校長 大島安博

佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1
佐賀県多久市

市長 香月正則